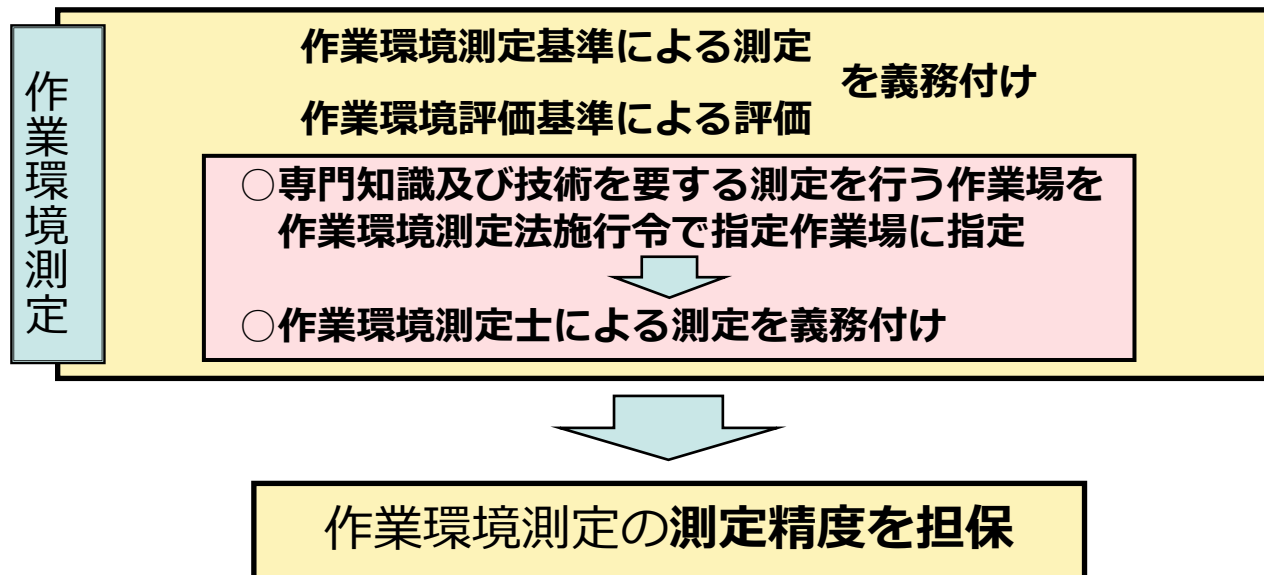


# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要について（諮問及び報告）（個人ばく露測定関係）

第186回安全衛生分科会資料

# 作業環境測定の概要

- 作業環境測定とは、「作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。」と定義されている。（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第2条第4号）
- 作業環境測定は、測定精度の担保のため、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に従って測定を行うとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）により評価を行うことを義務付けている。（安衛法第65条第2項及び第65条の2第2項）
- 作業環境測定のうち、測定に専門知識及び技術を要する作業場を「指定作業場」として指定し、事業者が指定作業場において作業環境測定を行うときは、測定精度の担保のため、作業環境測定士にこれを実施させることを義務付けている。（作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第4号及び第3条）



# 個人ばく露測定の概要及び測定精度の担保のための仕組みを設ける背景

(令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ及び報告書を基に作成)

## 基本的考え方

### ●個人ばく露測定の法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、作業環境測定基準に従って測定等を行うとともに、**測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）**における作業環境測定については、**作業環境測定士による測定**（デザイン（※1）、サンプリング、分析）を義務付け、**測定結果の精度を担保**している（安衛法及び作環法）。
- 一方、**個人ばく露測定**（※2）においては、**作業環境測定基準等や測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない部分もある。**

※1：測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に応じた測定計画を立てること。

※2：作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

### 個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人ばく露測定等を義務付け）（※）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

※個人ばく露測定を行う作業場は、指定作業場ではない。

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（化学物質リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

### ●検討会で提言された精度担保の仕組み

- ・ 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者<sup>に</sup>義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者に行わせることを事業者<sup>に</sup>新たに義務付けることが適当である。
- ・ 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- ・ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

# 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめを踏まえた対応状況

## 令和5年度中間取りまとめを踏まえた対応

### ○令和6年改正省令等（※）（令和6年3月18日公布。一部を除き令和8年10月1日施行又は適用。）

- ・ 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）により、第三管理区分作業場等に係る個人ばく露測定について、測定の手法や評価基準を定めるとともに、作業環境測定士等により実施することを義務付け、一定程度測定精度を担保。（下図参照）
- ・ 個人ばく露測定を実施するための追加講習を実施する「登録個人ばく露測定講習機関」の登録基準等を規定。更に、講習科目の範囲及び時間等を個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号。以下「令和6年告示」という。）において規定。

※「令和6年改正省令」及び「令和6年告示」をいう。以下同じ。

## 令和6年改正省令等による対応状況

### 作業環境測定

安衛法第65条

作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号。以下「作環令」という。）で定める指定作業場（作業環境測定士による実施が義務）

### 個人ばく露測定

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場

一定程度測定精度を担保済み

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場

一定程度測定精度を担保済み

⑤ 濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場

法令による  
測定精度未担保  
（「望ましい」）

③ リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

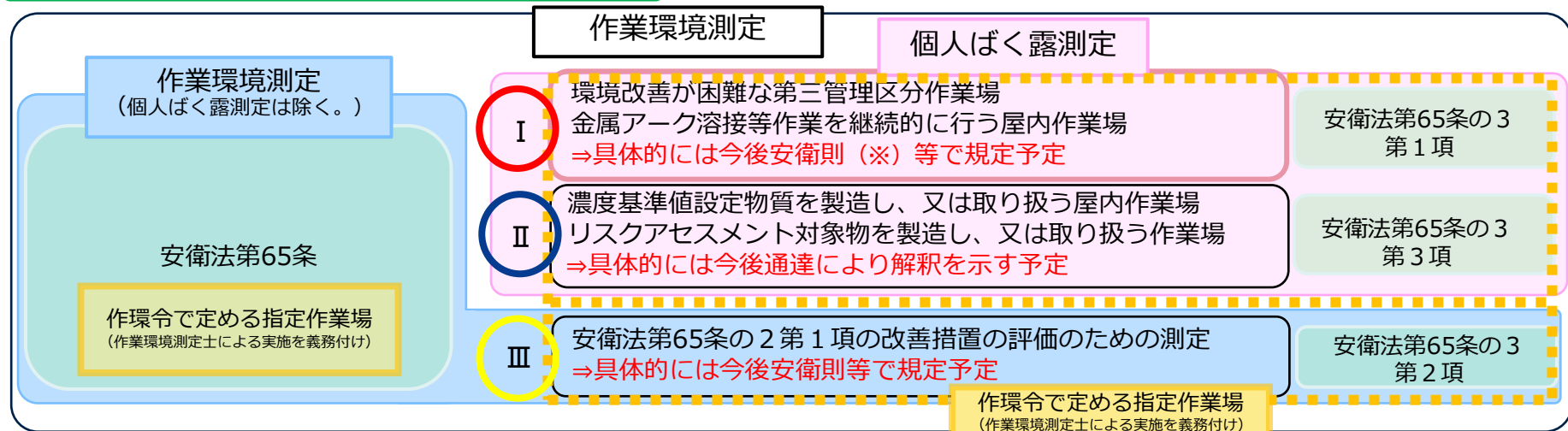
# 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめを踏まえた対応状況

## 令和5年度中間取りまとめを踏まえた対応

### ○安衛法等一部改正法（令和7年5月14日公布。一部令和8年10月1日施行）

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「安衛法等一部改正法」という。）により、個人ばく露測定が作業環境測定に含まれることが明確となり、健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定について規定する安衛法第65条の3を新設する等の改正が行われた。
- 同条第1項では、同法第22条の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされ、第2項では、同法第65条の2第1項の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされた。さらに同条第3項では、同法第57条の3第1項の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うものとされた。
- 安衛法第65条の3第1項から第3項に個人ばく露測定等の実施義務等に係る規定が設けられたことに伴い、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが、作環法第2条第4号に規定する指定作業場の対象に追加された。

## 安衛法等一部改正法による対応状況



○ ⇒ 議論済み

● ⇒ 一部更なる議論が必要な項目あり ⇒ 令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会での検討事項

(※) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）をいう。以下同じ。

# 令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめの概要

## 1 検討会の趣旨

- 令和5年度の本検討会において個人ばく露測定について、測定結果の精度担保の仕組みや具体的な資格者の要件について議論し、一定の結論を得たところである。
- 個人ばく露測定等が作業環境測定に含まれることを明確化するとともに、関連する政省令等を整備することにより、個人ばく露測定等について、作業環境測定士による測定を義務付け、測定結果の精度担保を図ることとされている。
- 以上を踏まえ、改正後の個人ばく露測定等の精度担保の仕組みを適切に整備するため、学識経験者からなる本検討会を開催し、検討を行った。

## 2 検討事項

- (1) 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者
- (2) リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等
- (3) リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者の資格
- (4) オキュペイショナル・ハイジニストの位置付け
- (5) その他

## 3 中間取りまとめ

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項について議論し、令和8年6月5日に中間的な取りまとめを行った。

## 4 検討会の参集者

全般に関する事項	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	公益社団法人 日本作業環境測定協会 精度管理センター所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
戸田 清志	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部長
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
毒性に関する事項	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	(元) 帝京大学 医療技術学部 教授
ばく露防止対策に関する事項	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授 保利労働衛生コンサルタント事務所 所長
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 衛生管理士

# 令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめの概要

## 個人ばく露測定 of 精度担保の仕組みの適切な整備に向けた基本的考え方①

### 1 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者

- 安衛法第65条の3第2項に基づく作業環境測定については、先に実施する安衛法第65条第1項による作業環境測定と同じ作業場で測定されるものであり、同程度の測定精度であることが必要であることから、その測定精度を担保するため、作業環境測定士が実施することが妥当である。

### 2 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等

#### (1) 個人ばく露測定等における作業環境測定基準等について

- 環境改善が困難な第三管理区分作業場及び金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋外作業場における個人ばく露測定（安衛法第65条の3第1項の規定による測定）及びリスクアセスメントのための個人ばく露測定（安衛法第65条の3第3項の規定による測定）の作業環境測定基準は、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号。以下「第三管理区分告示」という。）、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク溶接等濃度測定告示」という。）及び技術上の指針を参考に、以下の項目を含んだ基準とするべきである。

- ・ 労働者の身体に試料採取機器（個人サンプラー）を装着
- ・ 個人サンプラーの採取口は、労働者の呼吸する空気中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着
- ・ 均等ばく露作業ごとに、作業内容等に応じた適切な数の労働者に対して行う。（詳細な対象労働者等は規定せず、技術上の指針等による。）
- ・ 試料の採取時間については、作業日ごとに労働者が作業に従事する時間のうち作業内容や基準値の種類等に応じた適切な時間とする。（詳細な試料空気の採取時間については規定せず、技術上の指針等による。）
- ・ 測定頻度については、測定された濃度等に応じ、適切な頻度とする。（詳細な頻度については規定せず、技術上の指針等による。）
- ・ 濃度基準値が設定されている物質は、技術上の指針に定める試料採取方法及び分析方法により測定を行い、それ以外の物質は、測定する物質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法により測定を行う。

- (2) 安衛法第65条の3第2項の規定に基づく改善措置の評価のための測定については、安衛法第65条第1項の規定による作業環境測定と同様の作業環境測定基準により測定すべきである。

- (3) 個人ばく露測定において、作業環境評価基準を定める必要はないとすることが妥当である。

# 令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめの概要

## 個人ばく露測定 of 精度担保の仕組みの適切な整備に向けた基本的考え方②

### 3 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定 of 分析実施者の資格

○ 安衛法第65条の3第3項の規定に基づく個人ばく露測定における分析者等の資格については、以下のとおり。

(1) 技術上の指針で分析方法が定められている化学物質

技術上の指針で分析方法が定められている化学物質について、**当該分析方法が登録講習の内容に含まれる区分の登録を受けている第一種作業環境測定士がその分析を実施**できることとすべきである。

(2) 技術上の指針で分析方法が定められていない化学物質

① 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、第一種作業環境測定士の登録区分の登録講習の内容に含まれる場合は、**当該区分の登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施**できることとすべきである。

② 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、第一種作業環境測定士の登録区分のいずれの登録講習の内容にも含まれない場合は、**第一種作業環境測定士であって、当該分析方法に用いる分析機器を保有し、かつ、適切に分析できる能力を有する者が分析を実施**できることとすべきである。

③ **1級化学分析技能士については、当該者が所属する事業場で採取された試料の分析**（1級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法に限る。）を行う場合に限り、作環法第4条第3項に規定する**補助者として位置付ける**べきである。

### 4 認証オキュペイショナル・ハイジニストの位置付け

○ 認証オキュペイショナル・ハイジニストは、個人ばく露測定 of デザイン及びサンプリングに関して、**デザイン及びサンプリングに関する講習を受講した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を有すると考えられることから、認証オキュペイショナル・ハイジニストの資格を有することを条件に作業環境測定士試験の合格及び登録講習の修了を要することなく、第二種作業環境測定士として作業環境測定士名簿に登録を受けることができることとし、デザイン及びサンプリングに関する講習を受講することなく個人ばく露測定 of デザイン及びサンプリングを実施**できることとすべきである。

○ 認証オキュペイショナル・ハイジニストが、個人ばく露測定におけるデザイン及びサンプリングのみ行うことができることとするために、**個人ばく露測定に限った第二種作業環境測定士の新たな登録事項を定める**ことが妥当である。

### 5 その他

○ 令和6年改正省令等により設けられた規定（以下「旧規定」という。）の内容のうち、安衛法等一部改正法による改正後の安衛法等による委任を受けて今後制定される関係省令と同趣旨の内容については、必要に応じて旧規定を整理の上、当該関係省令に規定し直すべきである。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 1 改正の趣旨（省令）（諮問）

- 安衛法等一部改正法により、
  - ① 安衛法において、作業環境測定の定義の改正により、個人ばく露測定が作業環境測定に含まれることが明確となり、健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定について規定する安衛法第65条の3を新設する等の改正が行われるとともに、
  - ② 作環法において、個人ばく露測定の定義の新設、指定作業場の追加、個人ばく露測定の補助者の規定の新設等が行われたところである。
- 安衛法等一部改正法により上記の改正が行われたことを踏まえ、関係省令の規定の整備等を行う。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 2 改正の概要（省令）（諮問）

### 【安衛法等一部改正法により改正された安衛法に基づく委任省令に係る規定】

**要点①**：安衛法第65条の3第1項及び第2項関連  
（安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行うとき）

**要点②**：安衛法第65条の3第1項及び第2項関連  
（安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行う方法等）

### 【安衛法等一部改正法により改正された作環法に基づく委任省令に係る規定】

**要点③**：作環法第3条関連（測定実施者、作業環境測定機関への委託）

**要点④**：作環法第4条第3項関連（補助者が行う業務）

**要点⑤**：作環法第4条第3項関連（補助者の要件）

**要点⑥**：作環法第5条、第7条第1項第4号関連（オキュペイショナル・ハイジニストについての取扱い）

**要点⑦**：作環法第5条関連（作業環境測定士の実務経験の取扱い）

**要点⑧**：作環法第7条関連（個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関する講習）

### 【改正作業環境測定法施行令に基づく委任省令に係る規定】

**要点⑨**：作環令第1条第2項関連（安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場）

※ 上記①～⑨の要点の改正等を行う。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点①・② 改正の概要（労働安全衛生法改正を踏まえた省令）（諮問）

○安衛法第65条の3第1項及び第2項

事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合や改善措置の評価のための測定を行う場合であって<sup>①</sup>厚生労働省令で定めるときは、**厚生労働省令で定めるところ**により作業環境測定を行わなければならないこととされている。

<sup>②</sup>

→安衛則（要点①（安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行うとき））

→有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）等

（要点②（安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行う方法等））

## 要点① 改正のイメージ

○ 安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行うときは、以下のとおりとする。

（1）安衛法第65条の3第1項に基づき安衛則において以下の事項を規定する。

- ・環境改善が困難な第三管理区分作業場において、要点②（1）で定める測定を行うとき
- ・環境改善が困難な第三管理区分作業場において、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、要点②（1）で定める測定を行うとき
- ・金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、要点②（1）で定める測定を行うとき

（2）安衛法第65条の3第2項に基づき安衛則において以下の事項を規定する。

- ・安衛法第65条の2第1項の規定による改善措置を評価するための測定を行うとき等

## 要点② 改正のイメージ

○ 安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行う方法は、以下のとおりとする。

（1）安衛法第65条の3第1項に基づき有機則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）（以下「有機則等」という。）において以下の測定を個人ばく露測定として規定する。

- ・労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法

（2）安衛法第65条の3第2項に基づき有機則等において以下の事項を規定する。

- ・安衛法第65条の2第1項に基づき定められていた改善措置の評価のための測定を安衛法第65条の3第2項に基づくものとし、安衛法第65条第1項と同様の方法（A、B、C、D測定）

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点③ 改正の概要（作業環境測定法改正を踏まえた省令）（諮問）

### ○作環法第3条

事業者は、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、**厚生労働省令で定めるところにより**、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないこととされている。

※その使用する作業環境測定士により作業環境測定を行うことができないときは、作業環境測定機関に委託しなければならない

→作環則（要点③（測定実施者、作業環境測定機関への委託））

※一部厚生労働省告示（要点⑪）に委任している事項あり

## 要点③ 改正のイメージ

### <安衛法第65条の3第1項関係>

○ 指定作業場について行う安衛法第65条の3第1項の規定による個人ばく露測定のデザイン及びサンプリング実施者並びに分析者については、次のとおりとすることを作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）で定める。

#### (1) デザイン及びサンプリング

作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録（※）を受けているもの

#### (2) 分析

第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する作業場の種類（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の21第2項及び第4項に規定する測定については、別表第4号の作業場）について登録を受けているもの

○ 指定作業場について行う安衛法第65条の3第1項の規定による個人ばく露測定を行うことができないときは、次のとおり作業環境測定機関等に委託することを作環則で定める。

#### (1) デザイン及びサンプリング

個人ばく露測定について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関

#### (2) 分析

当該指定作業場の属する作業場の種類（特化則第38条の21第2項及び第4項に規定する測定については、別表第4号の作業場）について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関

※登録を受けるには個人ばく露測定講習（p.15 要点⑧）の修了が必要

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点③ 改正のイメージ

### <安衛法第65条の3第2項関係>

- 指定作業場について行う安衛法第65条の3第2項の規定による作業環境測定の実施者並びに分析者については、安衛法第65条第1項の規定に基づく作業環境測定を行う場合と同様とすることを作環則で定める。

### <安衛法第65条の3第3項関係>

- 指定作業場について行う安衛法第65条の3第3項の規定による個人ばく露測定の実施者並びに分析者については、次のとおりとすることを作環則で定める。

#### (1) デザイン及びサンプリング

作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているもの

#### (2) 分析

測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、厚生労働大臣が定める要件を満たす者 → 要点⑪参照

- 事業者による安衛法第65条の3第3項の規定による個人ばく露測定を行うことができないときは、次のとおり作業環境測定機関等に委託することを作環則で定める。

#### (1) デザイン及びサンプリング

個人ばく露測定について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関

#### (2) 分析

測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、上記（2）に定める者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点④・⑤ 改正の概要（作業環境測定法改正を踏まえた省令）（諮問）

### ○作環法第4条第3項

作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって<sup>④</sup>厚生労働省令で定めるものを行う場合には、**厚生労働省令で定める者**に補助させることができることとされている。

⑤

→作環則（要点④（補助者が行う業務））

→作環則（要点⑤（補助者の要件））

## 要点④ 改正のイメージ

作環法第4条第3項の個人ばく露測定のうち、補助者が行うことができるサンプリング又は分析の業務を、以下のとおり作環則で定める。

### （1）サンプリング

指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うサンプリングの業務

### （2）分析

指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、補助者が所属する事業場で採取された試料について行う分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法に限る。）の業務

## 要点⑤ 改正のイメージ

作環法第4条第3項のサンプリング又は分析の業務の補助者を、以下のとおり作環則で定める。

### （1）サンプリング

都道府県労働局長の登録を受けた者が行う個人ばく露測定 of サンプリング補助者に関する講習を修了した者

### （2）分析

化学分析に係る一級の技能検定に合格した者

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点⑥ 改正の概要（作業環境測定法改正を踏まえた省令）（諮問）

オキュペイショナル・ハイジニストの取扱いは、以下の規定に基づき作環則で定める。

### ○作環法第5条

作業環境測定士試験に合格し、かつ講習を修了した者であって厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であって**厚生労働省令で定めるもの**は、作業環境測定士となる資格を有することとされている。

### ○作環法第7条第1項第4号

作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿の登録を受けることとなっており、その登録事項を**厚生労働省令で定める**こととされている。

### →作環則（要点⑥（オキュペイショナル・ハイジニストについての取扱い））

※一部厚生労働省告示（要点⑫）に委任している事項あり

## 要点⑥ 改正のイメージ

- (1) 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者（※）に、第二種作業環境測定士（個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限る。）となる資格を与えることを作環則で定める。
- (2) (1)で定める者（※）について、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができることとする登録区分を作環則で定める。  
(※) オキュペイショナル・ハイジニストを想定。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点⑦ 改正の概要（作業環境測定法改正を踏まえた省令）（諮問）

### ○作環法第5条

労働衛生の実務に従事した経験を作業環境測定士試験の受験資格から作業環境測定士の資格付与の要件とし、当該要件の内容について、**厚生労働省令で定める**こととされている。

→作環則（要点⑦（作業環境測定士の実務経験の取扱い））

## 要点⑦ 改正のイメージ

労働衛生の実務に従事した経験の要件について、具体的な経験年数を作環則で定める。

## 要点⑧ 改正の概要（作業環境測定法改正を踏まえた省令）（諮問）

### ○作環法第7条第1項第4号

作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿の登録を受けることとなっており、登録事項の一部は**厚生労働省令で定めること**とされている。

→作環則（要点⑧（個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関する講習））

## 要点⑧ 改正のイメージ

作業環境測定士の登録の区分に、個人ばく露測定を実施できる区分を追加し、登録の要件として、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した者を作環則で定める。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点⑨ 改正の概要（作業環境測定法施行令改正を踏まえた省令）（諮問）

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第196号。以下「整備政令」という。）により、作環令において、安衛法第65条の3に係る指定作業場が規定された。
- 作環令第1条第2項  
安衛法第65条の3に係る指定作業場（安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるもの）は、以下のとおりとされたこと。
  - ・安衛法第65条の3第1項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて**厚生労働省令で定めるもの**
  - ・安衛法第65条の3第2項の規定により作業環境測定<sup>⑨</sup>を行う作業場であつて**厚生労働<sup>⑨</sup>令で定めるもの**
  - ・安衛法第65条の3第3項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

→作環則（要点⑨（安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場））

## 要点⑨ 改正のイメージ

- 安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場（安衛法第65条の3第1項及び第2項の規定により作業環境測定を行う作業場のうち、当該作業環境測定を作業環境測定士等に実施させなければならない作業場）は、以下のとおりであることを作環則で定める。
  - （1）安衛法第65条の3第1項に係る指定作業場  
要点①（1）に規定する要点②（1）の測定を行う作業場
  - （2）安衛法第65条の3第2項に係る指定作業場  
要点①（2）に規定する要点②（2）の測定を行う作業場

## 3 施行期日等（省令）（諮問）

- その他所要の改正を行い、必要な経過措置を設けることとする。
- 公布日：令和8年7月（予定） 施行期日：令和8年10月1日

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 1 改正の趣旨（告示等）（報告）

- 安衛法等一部改正法により改正された安衛法、関係省令等により告示に委任された事項は、例えば以下のとおり。
  - ① 安衛法第65条の3第4項により、安衛法第65条の3第1項から第3項までの作業環境測定は作業環境測定基準に従って行わなければならないこととされるとともに、
  - ② 作環則において、個人ばく露測定の分析実施者や、作業環境測定士の資格の付与等について厚生労働大臣が定めることとしている
- 上記を踏まえ、関係告示等の規定の整備等を行う。

## 2 改正の概要（告示等）（報告）

### 【安衛法等一部改正法により改正された安衛法に基づく委任告示に係る規定】

**要点⑩**：安衛法第65条の3第4項（作業環境測定基準）

### 【作業環境測定法施行規則に基づく委任告示に係る規定】

**要点⑪**：作環則第3条の3第1項関連（リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者）

**要点⑫**：作環則第5条の2の2関連（オキュペイショナル・ハイジニストへの作業環境測定士の資格の付与）

**要点⑬**：作環則第30条関連（個人ばく露測定講習の細目）

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点⑩ 改正のイメージ

### 要点⑩：作業環境測定基準

- ・安衛法第65条の3第1項の規定に基づく同法第22条の措置を講ずるための測定については、第三管理区分告示及び金属アーク溶接等濃度測定告示に測定方法に関する規定が定められている。
- ・また、安衛法第65条の3第3項の規定に基づく同法第57条の3第1項の調査のための測定については、技術上の指針に測定基準が定められている。
- ・上記を踏まえ、安衛法第65条の3第1項及び第3項の規定に基づく測定に係る作業環境測定基準は、第三管理区分告示、金属アーク溶接等濃度測定告示及び技術上の指針を参考に、以下の項目を含んだ基準とする。
  - 労働者の身体に試料採取機器（個人サンプラー）を装着
  - 個人サンプラーの採取口は、労働者の呼吸する空気中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着
  - 均等ばく露作業ごとに、作業内容等に応じた適切な数の労働者に対して行う。
  - 試料の採取時間については、作業日ごとに労働者が作業に従事する時間のうち作業内容や基準値の種類等に応じた適切な時間とする。
  - 測定頻度については、測定された濃度等に応じ、適切な頻度とする。
  - 濃度基準値が設定されている物質は、技術上の指針に定める試料採取方法及び分析方法により測定を行い、それ以外の物質は、測定する物質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法により測定を行う。
- ・安衛法第65条の3第2項の規定に基づく改善措置の評価のための測定については、安衛法第65条第1項の規定による作業環境測定と同程度の測定精度が必要であることから、同様の作業環境測定基準により測定すべきである。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の概要（諮問・報告）

## 要点⑪ 改正のイメージ

### 要点⑪：リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者

- 要点③の改正のイメージの〈安衛法第65条の3第3項関係〉における分析者として厚生労働大臣が定める要件は、以下のとおり。
  - (1) 技術上の指針で分析方法が定められている化学物質を分析する場合  
当該分析方法が登録講習の内容に含まれる区分の登録を受けている第一種作業環境測定士
  - (2) 技術上の指針で分析方法が定められていない化学物質を分析する場合
    - 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が登録講習の内容に含まれる場合は、当該区分の登録を受けている第一種作業環境測定士
    - 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が登録講習の内容にも含まれない場合は、第一種作業環境測定士であって、当該分析方法に用いる分析機器を保有し、かつ、適切に分析できる能力を有する者

## 要点⑫ 改正のイメージ

### 要点⑫：オキュペイショナル・ハイジニストへの作業環境測定士の資格の付与

- 要点⑥の改正のイメージの(1)における「厚生労働大臣が定める者」は、公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナル・ハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナル・ハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者とする。

## 要点⑬ 改正のイメージ

### 要点⑬：個人ばく露測定講習の細目

- 第三管理区分作業場等に係る個人ばく露測定について、令和6年改正省令等において規定された個人ばく露測定講習の細目と同様の内容を作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）に規定する。

## 3 適用期日等（告示等）（報告）

- その他所要の改正を行い、必要な経過措置を設けることとする。
- 告示日等：令和8年7月（予定） 適用期日：令和8年10月1日

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要（指定作業場の追加等）

第185回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1-2 抜粋

## 1. 改正の趣旨

- 安衛法等一部改正法により、**労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その精度の担保を図ること等**となっている（令和8年10月1日施行）。
- 具体的には、
  - ・ 安衛法第65条の3を新設し、以下のように定めたところ。
    - 事業者は、第65条第1項に規定するもののほか、第22条の措置を講ずる場合であって、厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。（安衛法第65条の3第1項）
    - 事業者は、第65条第1項及び前項に規定するもののほか、前条第1項の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。（安衛法第65条の3第2項）
    - 事業者は、第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。（安衛法第65条の3第3項）
  - ・ 安衛法第65条の3第1項及び第2項による作業環境測定を行わなければならない場合は、厚生労働省令に委任されているため、今後厚生労働省令（安衛則）で当該作業環境測定を行うときを規定する予定である。また、安衛法第65条の3第3項による作業環境測定を行う場合は、「必要に応じて」の解釈として、今後通達で示す予定である。
  - ・ 作環法第2条第3号の新設により、作業環境測定に個人ばく露測定を明確に位置づけるとともに、作環法第2条第4号に規定する指定作業場に、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。
- 今般、作環法の改正に基づき**作環令**を改正し、安衛法第65条の3第1項及び第2項において厚生労働省令で委任されている作業場や同条第3項の規定による作業場を指定作業場に追加すること等を行うもの。

## 2. 改正の概要

- 作環令を改正し、**安衛法第65条の3第1項又は第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの及び安衛法第65条の3第3項の規定により作業環境測定を行う作業場（第1項及び第3項の規定による作業環境測定については、個人ばく露測定に限る。）をそれぞれ指定作業場として規定する。**
- ※1 厚生労働省令では、環境改善が困難な第三管理区分作業場等（安衛法第65条の3第1項関係）及び改善措置の評価のための測定を行う作業場（同条第2項関係）をそれぞれ規定する予定。
- ※2 なお、安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」には、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれることを通達で示すこととする。
  - ① リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために個人ばく露測定を行う場合
  - ② 濃度基準値が設定されている物質について、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合
  - ③ 濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、個人ばく露測定を行う場合

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の規定イメージ（指定作業場の追加等）

第185回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1-2 抜粋

## 3. 規定イメージ

- 作環令を以下のとおり改正する。

第一条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 （略）

二 労働安全衛生法施行令第二十一条第六号に掲げる作業場のうち厚生労働省令で定めるもの

2. 法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

二 労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

## 4. 公布日等

公布日：令和8年6月（予定）

施行日：令和8年10月1日

## (参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号) 附帯決議 (化学物質関係)

### 参議院厚生労働委員会 (令和7年4月10日)

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

### 衆議院厚生労働委員会 (令和7年5月7日)

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。(参九と同様。)

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。(参十と同様。)

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。